

ほくぎんATMカードローン取引規定

株式会社北陸銀行

株式会社北陸カードの保証に基づき株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます）と行うATMカードローンに係る当座貸越取引（以下「本取引」といいます）は、本取引規定の定めるところによります。

第1条（契約の成立）

本取引の契約は、当行があらかじめ本取引をする資格見込みがあると認めたお客様が、ATMカードローン用預金口座（以下「預金口座」といいます）のキャッシュカード（以下「カード」といいます）を利用して当行所定のATM機（自動預入支払機を含む現金自動支払機のことをさします。以下同じ）により申し込みを行い、当行が申込本人と確認し、承諾したときに成立します。

第2条（取引方法）

1. 本取引は、当行国内本支店のうちいずれか1ヵ店でのみ開設することにより行うものとします。
2. 本取引は、預金口座のカードの使用による当座貸越金の入出金、本規定第3条による自動融資および同第7条による約定返済によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。
3. カードおよびATM機の取扱いは、別に定める「ATMカードローン」ご利用の手引き（以下、「ご利用の手引き」といいます）およびほくぎんATMカードローンカード規定（以下「カード規定」といいます）によるものとします。なお、ご利用の手引きまたはカード規定が変更された場合にはその規定に従います。
4. 本取引による当座貸越金は事業資金には使用することができません。

第3条（自動融資）

1. 預金口座が、支払取引、口座振替出金等のために資金不足になったとき、その不足相当額を貸越極度額の範囲内で自動的に出金します。これを自動融資といいます。（ただし、預金口座の資金不足が本規定第7条の返済または当行所定のお取引の場合には自動融資の対象外とします）自動融資により出金する場合には、当行所定の請求書の提出は不要とします。
2. 当行に書面等当行所定の方法で届け出ることにより自動融資の利用を取りやめすることができます。

第4条（貸越極度額）

1. 本取引の貸越極度額はATM機利用明細書の記載金額もしくは契約応諾通知記載の金額とします。
2. 当行は、前項にかかわらず、本取引の貸越極度額を変更できるものとします。
この場合、当行は変更後の貸越極度額および変更日をお客様あてに通知するものとします（ATM機利用明細書の記載を含みます）。
なお、当行が貸越極度額を変更もしくは貸越極度額を超えてお客様に当座貸越を行った場合でも、本規定の各条項が適用されるものとします。

第5条（取引期限等）

1. 本取引の期限は、契約成立の日から1年後の応当日が属する月の月末日とします。ただし、期限までにお客様または当行から解約の意思表示がないときは更に1ヵ年延長するものとし、以降も同様とします。なお、銀行が定める一定期間にご利用がない場合、銀行は取引期限を更新しない場合があります。
2. あらたな当座貸越の利用は、お客様の満70歳の誕生月の月末（以下「当座貸越最終利用期限」といいます）をもって終了することとします。
3. 期限延長を行わない場合または当座貸越最終利用期限が到来した場合には、次のとおりとします。
 - (1) 期限の翌日以降、本取引によるあらたな当座貸越は受けられないものとします。
 - (2) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。
 - (3) 期限が到来した場合は、貸越元利金は本規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済となった日に本取引は当然に解約されるものとします。
4. お客様は、いつでも、貸越元利金の全額を支払いし、本取引を解約できるものとします。この場合、お客様は当行所定

の書面により取引店に通知するものとします。

第6条（利息・損害金等）

1. (1) 本取引による貸越金の利息（保証料を含みます）は付利単位を100円とし、毎月1日（銀行休業日の場合は翌営業日）に所定の利率および計算方法により計算のうえ貸越元金に組み入れるものとします。
(2) 前号の組み入れにより貸越極度額を越える場合には、お客様は直ちに貸越極度額を越える金額に相当する金員を支払うものとします。
2. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.0%（年365日の日割計算）とします。
3. 貸越金の利率および損害金の割合は、法令の変更、金額情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更を行う場合、この変更内容、効力発生時期を、銀行ホームページ、銀行の店頭に掲示、その他相当の方法により通知します。
4. 貸越利率の一部免除等に関する特約

当行が所定の基準により一般に適用される貸越利率を一部免除もしくは優遇した場合には、当行所定の基準に照らし合わせて、お客様に通知することなく、その免除もしくは優遇を変更し、または中止することができるものとします。

第7条（約定返済）

1. お客様は、本取引にもとづく毎月の返済は毎月1日（銀行休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」といいます）に前月の約定返済後の当座貸越残高に応じて次のとおり返済を行うものとします（以下「約定返済」といいます）。

前月の約定返済後の 当座貸越残高	約定返済 金額
50万円以下	1万円
50万円超 95万円以下	2万円

2. 前項にかかわらず当月約定返済時における当座貸越残高が前項に定める約定返済金額に満たない場合は、当月約定返済時の当座貸越残高を返済額とします。

第8条（返済の自動引落し）

1. 前条による返済は預金規定にかかわらず、預金口座からの自動引落しの方法によることとし、お客様は預金口座に毎月返済日までに返済額相当以上を預け入れするものとし、普通預金通帳（総合口座通帳含む）・同払戻請求書によらず引落しのうえ返済にあてるものとします。ただし、預金口座の残高が約定返済金額に満たない場合には、当行はその一部を返済にあてる取扱いをしないものとします。
2. 前項の自動引き落としが約定返済日にできない場合においても、銀行は約定返済日以降いつでも前項と同様の方法により取り扱えるものとします。
3. 前2項の手続においてほかに支払請求があった場合、または当行に対するほかの返済約定がある場合には、この支払いまたは返済の順序については当行の任意とします。

第9条（任意返済）

1. 本規定第7条による約定返済のほか、当座貸越口座へ入金することにより随時に任意の金額を返済することができます。ただし、第7条の約定返済が遅延している場合、任意返済は約定返済履行後に行うものとします。
2. 任意返済額が当座貸越残高を越える場合は貸越残高超過分を預金口座へ振替入金するものとします。

第10条（諸費用の引落し）

本取引に関しお客様が負担する費用は、当行所定の日・方法により預金口座から預金規定にかかわらず引き落としできるものとし、この場合は普通預金通帳（総合口座通帳含む）および同払戻請求書は不要とします。

第11条（期限前の全額返済義務）

1. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくても本取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとします。
 - (1) お客様が本規定第7条による約定返済を遅延し、翌月の約定返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。

- (2) 保証会社から保証中止または解約の申し出があったとき。
- (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
- (4) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様本人の責め帰すべき事由によって当行においてお客様の所在が明らかでなくなったとき。

2. 次の各場合には当行の請求によって本取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとします。

- (1) お客様が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2) お客様が取引約定の一つにでも違反したとき。
- (3) 本取引に関して虚偽の資料提出または報告をしたとき。
- (4) 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の各規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を弁済するものとします。

4. 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしないものとします。また、当行に損害が生じたときは、お客様がその責任を負うものとします。

5. 既にお客様と当行との間で締結された金銭消費貸借契約または当座貸越契約がある場合は、当該契約についてもその契約締結日に遡り本条項（反社会的勢力の排除）が適用されるものとします。

第13条（借入停止、減額、中止、解約等）

1. 第7条の約定返済を遅延している場合には、第3条に定める自動融資を含め新たな貸越を受けることはできません。
2. 第11条および第12条の各号の事由があるとき、ならびに預金口座が休眠預金等活用法に基づく休眠預金に認定されたときは、銀行はいつでも極度を減額し、この当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。
3. この当座貸越の極度が減額された場合には、直ちに減額後の極度額を超える当座貸越元利金を支払うものとします。

4. 本取引が終了し、もしくは当座貸越が中止または解約された場合には、直ちに当座貸越元利金の全額を支払います。

第14条（銀行からの相殺）

1. 当行は、本取引による債務のうち約定返済日が到来したもの、第11条または第12条によって返済しなければならない本取引による債務全額と、お客様の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害等の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金の利率については当行の預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利率は期限前解約利率によらず、約定利率により1年を365日とし、日割で計算するものとします。

第15条（お客様からの相殺）

1. お客様は支払期にある預金その他の債権と本取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても相殺できるものとします。
2. 前項によりお客様が相殺する場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに書面により当行に相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出するものとします。
3. 前1項によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金等の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金の利率については当行の預金規定の定めによるものとします。

第16条（債務の返済等にあてる順序）

1. 当行からの相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客様は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. お客様から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、お客様はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、お客様がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、お客様はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. お客様の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の規定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書きまたは第3項によって当行が指定するお客様の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条（代わり証書等の差し入れ、危険負担、免責条項等）

1. 本取引の契約の記録、またはお客様が当行に差入れた証書（電磁的方法により当行に提供した情報等による場合も含む）等が、事変・災害等当行の責めに帰すことができない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、当行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。

なお、当行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れるものとします。この場合に生じた損害については当行にはなんら請求をしないものとします。

2. 当行が本取引に係る書類（電磁的記録による場合も含む。以下同様）に関して、書類に押印の印影または当行所定の本人認証手続きに従い相当の注意をもって照合・検証し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
3. 当行が、本取引にかかる諸届その他の書類に関しても、前項と同様といたします。
4. お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分にあつた費用およびお客様の権利を保全するため当行に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様が負担するものとします。

第18条（届出事項）

1. 氏名・住所・印章・電話番号その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面等当行所定の方法により当行へ届出するものとします。
2. 銀行がお客様から最後に届け出のあつた氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合において、お客様が前項の届け出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時

に到達したものとします。

第 19 条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、お客様について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に銀行に届け出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、お客様について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。
3. すでにお客様について補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に届け出るものとします。
4. 前 3 項の届出事項により取消または変更が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前 4 項の届け出の前に借り主に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き当行は責任を負わないものとします。

第 20 条（報告および調査）

1. 当行が期限延長に関する審査あるいは債権保全上必要と認めて資料の提出または報告を求めた場合には、お客様は直ちにこれに応じるものとします。
2. お客様は、自己の財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、当行から請求がなくても直ちに当行に報告するものとします。

第 21 条（保証会社による代位返済）

お客様が期限の利益を喪失した場合には、当行はお客様に対し何らの通知催告等の手続きをとらず保証会社からこの約定に基づく銀行の債権について代位弁済を受けます。

第 22 条（取引規定の変更）

1. 本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更されることがあります。変更された場合には変更後の内容が適用されます。
2. 前項に基づき本規定を変更するときは、その効力発生時期を定め、この規定を変更する旨および変更内容ならびに効力発生時期を銀行ホームページ、店頭掲示、その他相当の方法により通知いたします。

第 23 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 本取引に関して訴訟の必要が生じたときは、当行の本店または本取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上